

情報通信審議会 情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第10回)
ワーキンググループ合同
議事概要

1 日 時

平成30年1月25日(木) 10時00分～

2 場 所

TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール13A

3 議 事

- (1)放送コンテンツ権利処理タスクフォースからの報告
- (2)平成29年度試験的提供Bの取組について(日本放送協会)

4 出席者(順不同、敬称略)

【構成員】《委員会》

村井純主査(慶應義塾大学)、新美育文主査代理(明治大学)、近藤則子(老テク研究会)、三尾美枝子(キューブM総合法律事務所)、森川博之(東京大学)、内山隆(青山学院大学)、大谷和子(日本総合研究所)、河島伸子(同志社大学)

《ワーキンググループ》

相子宏之(TBSテレビ)、阿部浩二(日本放送協会)、石澤顕(日本テレビ放送網)、池貝真(フジテレビジョン)、廣瀬和彦(テレビ東京ホールディングス)、藤ノ木正哉(テレビ朝日)、井上治(電子情報技術産業協会)、木田由紀夫(衛星放送協会)、田嶋炎(日本民間放送連盟)、林正俊(日本ケーブルテレビ連盟)、福井省三(IPTVフォーラム)、吉田正樹(日本音楽事業者協会)、高杉健二(日本レコード協会)、世古和博(日本音楽著作権協会)、椎名和夫(映像コンテンツ権利処理機構)、別所直哉(ヤフー)、角隆一(日本電信電話)、小林丈記(ソフトバンク)、宇佐見正士(KDDI)、岩浪剛太(インフォシティ)、岡村宇之(日本映像事業協会)、宮下令文(日本動画協会)、清水哲也(全日本テレビ番組製作社連盟)、遠藤誠(全国地域映像団体協議会)、桜井徹哉(博報堂DYメディアパートナーズ)、吉村行夫(電通)、長田三紀(全国地域婦人団体連絡協議会)

《オブザーバ》

白鳥綱重（文化庁）、山田仁（経済産業省）

【総務省】鈴木茂樹（総務審議官）

《情報流通行政局》

山田真貴子（局長）、奈良俊哉（審議官）、湯本博信（放送政策課長）、三田一博（地上放送課長）、井幡晃三（衛星・地域放送課長）

【事務局】豊嶋基暢（総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長）

5 配付資料

資料10-1 放送コンテンツ権利処理タスクフォースにおける検討状況

資料10-2 平成29年度試験的提供Bの実施状況について（日本放送協会）

参考資料10-1 委員会（第9回）議事概要

6 議事概要

（1）放送コンテンツ権利処理タスクフォースからの報告

- 資料10-1に基づき新美主査代理及び事務局より説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【宮下構成員】発表ありがとうございます。資料、詳しく書いてあるなというふうに感じております。

最初の1ページのほうなんですけど、私ども、アニメーションの協会ですので、アニメーションの実態をお話ししていきたいと思います。今ご説明いただいたのは、放送局が主体となつてつくっている番組というふうに考えています。アニメーションの場合は、二次使用が非常に盛んに行われていまして、その観点から最初に権利処理をするというのが割と普通のパターンになっています。ですので、商業用レコードというのはあまり使用しないという形をとっております。ですので、ここに載っている包括契約とかいうのはまたちょっと違う形で行われています。

基本的には、アニメの制作会社が、原版の権利者との間で、想定される二次利用、最初の放送もあわせて全部条件を決めて、許諾契約を交わしていくと、こういうことを行うことが普通になっています。そうすると、どちらかというと、劇場版映画に近いような形になっているかなど。いわゆる完パケ納品といって、制作会社側で全部権利処理をしてお渡しするという形が

常になっています。

実演のほうも、こちらのほうは割とこの資料に近いかなと思いますけれども、音響制作会社を通じて実演家、声優と契約するというパターンが非常に多く行われています。このまま同時配信をやると、やはり特に原盤のほうは許諾権に今なっていますので、どうしても許諾権が働きますので、使用料ということでいうと少し金額が張ってしまうんじゃないかという懸念がされていますので、同時配信をやる段においては何らか工夫というか制度改定がやっぱり必要ではないかなと思っております。

- 【別所構成員】ご報告ありがとうございます。中に少し触れられていましたけれども、包括許諾の形をよりスムーズにしていくには、拡大集中許諾の議論をもう少し進めていただければというふうに考えております。コンテンツの利活用やネットの流通促進という観点からはやはり権利処理が集中しているほうが望ましいと思っていますし、その中で拡大集中許諾のような制度があれば、より周知を高めていけるのではないかなと期待しております。

インターネットでの流通全体を考えると著作物の流通が多く、放送コンテンツに限らず、ネット発のコンテンツも多数ございますので、ネットでの動画系のコンテンツの活性化や利用機会の拡大という意味でも、拡大集中許諾制度の検討は有用ではないかなと考えています。特にアウトサイダーや権利不明なものを個別に調べていくというのは非常に時間がかかって、コンテンツの利用という観点からは一種の制約になりかねないかなと思っています。他国での導入例もありますので、そちらを含めて慎重に調べていただき、議論を深めていただければと考えております。

- 【大谷構成員】これまでこの権利処理タスクフォースにおいて、サブワーキンググループも含めて多数の回にわたり検討をされてきた内容をご報告いただきまして、どうもありがとうございました。やはり一つ一つのコンテンツや権利の管理の仕方などに特徴があるので一概にはなかなか言えないところかと思えますけれども、個人的な経験から申し上げますと、特に音楽著作権を活用したイベントの企画などをやった経験からしますと、個人的な経験としましては、例えばJASRACさんのようにデータベースがとても充実して、どのコンテンツを幾らで利用することができるのかといったことが事前に十分予測ができ、それに基づいて、ビジネスモデルと言うほどでもないですけども、企画などについての全体の予算を組み立てたりすることができるという仕組みは、利用者にとっても非常にありがたいものだと思います。

ご説明を受けたところでは、JASRAC並みの権利管理のデータベースが全ての分野で整っているという状態ではないというふうにも伺っておりますので、やはり権利の集中管理を進めるとともに、データベースのような形で、利用者にとっても管理されているコンテンツがど

のようなものがあるのかが確認できるような仕組みをぜひ充実させていく方向で関係者のご努力をお願いできればと思っております。当然、労力、それから、コストもかかることだと思いますので、必要に応じて国の支援ということもあるべきなのかなというふうにも考えております。

それから、いろいろご説明を聞いていきますと、やはり放送のコンテンツというのは、ネットで配信されることによって、より一般の方、幅広く公衆にコンテンツや実演を知ってもらう機会が増えていくことになりますので、それはクリエイターの方にとっても、実演家にとってもメリットが大きいと思っております。次の創作、次の実演活動を継続させるためのインセンティブを確保するために利用の報酬が適切に還元されるという仕組みを設けていくことが必要ですが、他方、許諾を受けるそのことそのものに必要以上にコストやリスクがあるという状態ですと、利用されるコンテンツが限定的なものになってしまったりしますので、クリエイターとか実演家にとっても非常に限定的な、残念なことになってしまおうと思っております。

そうしますと、本日の整理、3ページのところに書いていただいておりますけれども、基本的な考え方としては、包括的な許諾、包括的な契約を著作権の管理事業者等と進めていくこと、そして、方向としてはアウトサイダーを減らしていくということが望ましいのではないかと考えております。

拡大集中についてはさまざまな課題もありますので、課題に一つ一つ取り組んでいくことも必要ですし、アウトサイダーと一口に言われていても、どんな方が対象なのか。実際に音楽を利用するときに、信託されていない事業者と個別に交渉することもままあるんですが、非常に大変というか、電話するしかないとか、トで確認ができないとか、時間帯も限られているとかということで非常に苦労した記憶もあるので、それぞれに事情はあるにしても、どんなアウトサイダーがいるのかを確認しつつ、それに応じた対応をとるということが必要だと思います。

文化庁のお取り組みで、オーファンワークスとかそのあたりについて制度は充実してきておりますけれども、裁定制度などある程度時間がかかるものについては、ネットでの配信ということにはなかなか難しいと思われまます。全然使えないというわけではなくても利用できる局面は限られてしまうと思っておりますので、引き続き、アウトサイダーの分析、そして、アウトサイダーの性質に応じた対応の検討を進めていくことが必要ではないかと思っております。

- 【森川構成員】ありがとうございます。最終的には、先ほどのお話にもありましたけれども、やはり集中させていくという方向なのかなと。文化庁のほうでも、拡大集中許諾制度に関してご検討いただいているというか、少し調べ始めてはおられているということでもございますので、

最終的には、少し長い時間かかるかもしれませんが、方向感としては、集中管理に向けて考えていくのがいいのかなとは思っております。

しかしながら、今現在の時点では、本当に民放の方々が進められるのかどうかというところもちよっと曖昧なところもございますので、差し当たっては、やはりお話にもありましたけれども、アウトサイダーが本当にいかほど影響を与えているのかといったところをしっかりと調べるところから進めていくのがいいのかなと思った次第でございます。

あとは、それとは別に、先ほど大谷さんのほうからもお話ございましたが、データベースというんですかね、きちんと情報を集約していくということが重要なのかな、やっぱりそれをあわせて進めていくのがいいのかなと思った次第でございます。

(2) 平成29年度試験的提供Bの取組について

- 日本放送協会より、資料10-2に基づいて説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【近藤構成員】ありがとうございました。老テクですので素朴な疑問なんですけど、69歳までというのは、70歳以上はネットをあんまり使ってらっしゃらないんじゃないかという理由でなさなかったんでしょうかというのが1つと、40代の方が語学講座をまとめて見たというコメントがありました。私も語学講座アプリというのをいつも使わせていただいて大変便利に勉強させていただいているんですけども、それと今回のというのはまた違う取り組みなんじゃないでしょうか。以上2点教えてください。
- 【阿部構成員】昨年度も同じ年齢構成比で実施しておりまして、1つはその継続性というところもございます。あと、調査対象試験に参加いただく方々につきましては、調査会社さんのほうに委託して、パネルとして選んでいただく形をとっております。日本全体の人口構成比と同じ年代別の構成比になるような形で、ネットを使っている方々を対象ということで。
- 【阿部構成員】それから、近藤さんからいただきました2つ目の質問の、語学アプリとは全く関係ございません。
- 【三尾構成員】アンケート調査なんですけれども、これはサービス利用率が20%ぐらいという結果で、利用していない方が80%ということになるんですか。利用率20%というのは、5,400のケースの中で20%の方が平均的に利用されていたというようなことなんじゃないでしょうか。
- 【阿部構成員】スライドでいいますと、5の表でございますか。この見方という？
- 【三尾構成員】すいません、2ページのサービス利用率の推移というところなんですけれども、これで利用率平均20%というふうに書いてあるんですけど、これはどういうふうに見れば？

- 【阿部構成員】こちらは、一般向け調査として、全国の16歳から69歳までの方々5,400人を対象にした調査のサービス全体の利用率ということで、この4週間の間に1回でもこの試験のほうに参加というか利用された、同時配信もしくは見逃し配信、早戻し配信を1度でも利用されたという方が利用率にカウントされます。
- 【阿部構成員随行者】若干補足させていただくと、これ、オレンジとグレーの部分になっていますけれども、オレンジの方は1回目に使った人ということで、グレーの部分の方は2回目か3回目以上かわかりませんが、複数回目というようなこととございます。この20%というのは、それぞれの日のうちに5,400人のうち何%ぐらいがお使いになったかということで、毎日の平均でいうと1日当たり5,400人の20%ぐらいがお使いになったという平均です。5,400人のうち何人がお使いになったかというのは、その後の5ページで、オレンジの部分、つまり、1回でも使った方を累計したのが59.5%ということになりますので、1度でもお使いになった方は59.5%。日ごとで見ると、1日は大体20%ぐらいの方がならずとお使いになっていたということで、ちょっとわかりにくくて申しわけございませんが、そのような集計ということとございます。
- 【三尾構成員】なるほど。そうすると、利用していない方も40%ぐらいはいらっしゃるということになるわけですね。
- 【阿部構成員随行者】そうですね。59.5を100から引いていただいた方が利用していない方ということになります。
- 【三尾構成員】その利用していなかった方々に対するアンケートというのはとられた？
- 【阿部構成員随行者】アンケートは、皆様5,400人をお願いしてまして、サービスは使わなかったけれども、アンケートを答えていただいた方はいらっしゃいます。
- 【三尾構成員】そうすると、利用しなかった理由とかいうのも出てきているという？
- 【阿部構成員随行者】はい、それはあります。
- 【三尾構成員】そういうのでどういった理由があるのかということも情報としてはいただきたいなというふうには思うんですけども。
- 【阿部構成員随行者】そうですね、詳しく分析を進めていきたいと思っています。
- 【三尾構成員】それと、すいません、もう1点だけなんですけれども、また2ページに戻るんですけども、この20%というのは、1日のうちの時間で20%ぐらい、常時じゃなくて20%ぐらい見ていたみたいなのそういうイメージで考えていいんですか。
- 【阿部構成員】2ページについては、今ご説明させていただいたように日ごとの利用率ということで、オレンジの方が初回、それから、グレーは2回目以降という方々の1日当たり利用され

た、サービス全体どれかのサービスを利用されたという方々の利用率となります。ですから、このグレーの部分の方々が、同じ方がずっと続けてお使いになったか、あるいは毎日入れかわっていたか、1回だけだったか、かなり頻度はばらつきがあるかと思うんです。その辺はまだ全く分析が届いておりませんので、グレーについては2回目以降複数回利用された方ということになると思います。

- 【内山構成員】 すいません、タスクワークにちょっと絡んでくる話なので、今後のタスクワークのときにでも結構ですのご検討いただきたいんですが、シートでいうとまず21番目で、今回は例えばフタかぶせしたのは総合で14.6%ありましたということですね。ごめんなさい、去年とかおととの数字はうる覚えなので、これがふえていたのか、減っていたのかちょっとわからないので、そのあたりも教えていただきたい。それから、Eテレのほうがフタかぶせが多くなっちゃったというのはどういう理由なのかなというのがもう1つ気になった点でございました。

それから、特にこれがタスクフォースに絡む問題なんですけど、次の22ページ目の、幾つかフタかぶせした理由があって、出演者から許諾が得られずとか、使用許諾の確認困難・不可能といったところは、多分きょうの前半の議論にも非常に絡んでいる部分だと思うんです。これがボリューム感としてどれくらいあったのかなというのがタスクフォースの議論の中でも反映できると少し進歩できるかなと思いますので、ぜひそのときをお願いしたいなと思っています。

真ん中にある例えば利用料の問題等というのは、明らかにこれはもう民間の問題になってくるので、政府が介入するのは望ましくないという面もありますので、ここはあまりこの場の議論ではないと思うんですが、許諾得られずとか行方不明とか、この辺は少しどういう感じかなというところでご検討いただければと思います。

- 【阿部構成員】 貴重なご意見ありがとうございます。先ほども述べましたけれども、フタかぶせの理由については詳細に分析をしているところですので、まとまった段階でお知らせ、公表させていただきたいと思っております。

- 【村井主査】 ありがとうございます。

そのほか、日本放送協会のご説明に関しましてございますでしょうか。

それでは、全体を通じたご発言をいただけるということはございますでしょうか。前半のこの含めまして、権利処理に関しての非常に詳細な報告をいただきましたので、今後の議論が進んでいくと感じておりますけれども、いかがでしょうか。

- 【三尾構成員】 タスクフォースの構成員でもあるので重なってしまうのかもしれないんですけども、今やはり当事者間で包括的な契約とか、利用許諾、包括許諾といった制度が割と、完全

ではないんですけれどもうまくいっているというところもあろうかなと思うんです。ですので、これから民間放送局の方がどういったビジネスモデルで進めていくのかということも今のところちょっと明確なものが見えてない、すごく前向きに進んでいっているような気もするんですけども、もう一つははっきりしないところもあるといった現状ですので、もちろんいろいろな意味で制度についての改革も必要であれば検討をしなければいけないとは思いますが、両輪で考えて、今のうまくいっているところもうまく生かしながら考えていくということも現実的ではないかなというふうに思っています。

- 【河島構成員】まず2つ目のNHKさん資料22ページのフタかぶせの理由のところ、これ、結局は許諾したくないということだったのかなと思うんですけども、そうではないんですか。
- 【阿部構成員】一概にそういうことではなくて、通常であればというか、例えばNHKオンデマンドなどの際にはお支払いをしています。そういうお支払いをすれば許諾は得られた可能性は高いと思います。今回については、全てお支払いなしでご協力お願いしますということで実施いたしましたので。

- 【河島構成員】わかりました。

それで、内山委員同様に、私も下から2番目の使用許諾の確認困難・不可能というあたりがやはりとても気になります。今日前半にそういうお話あったかと思いますが、やはりこのあたりをどう仕組みをつくっていくのかということがとても大事になってくると思います。大変勝手なことを申しますと、日本レコード協会さんはもともとそういう組織ではないと思いますが、原盤権について、いわばJASRAC的なデータベースを構築して、ここで一括して管理するというのが理想的ではないかと考えております。そのシステム構築に当たっての費用の問題がかなり大きいかと思しますので、それ以上は発言をすべきではないと思いますけれども、何か仕組みが必要だなということは強く、前半の議論に関していただいた資料を見た範囲で思っております。

それから、もう1回NHKさんの調査にある、利用率というのは、ネット上のデータできちりと把握できたものですか。それとも個別に質問した結果でしょうか。

- 【阿部構成員】利用率については、ログインしていただいてのご利用になりますので、全てログを通じた結果ということになります。
- 【河島構成員】そのほかに、利用したシーンが知りたいというようなこともおっしゃっていましたが、例えば通勤途中であったとか、何かそういう理由などはアンケート調査としてデータをとってらっしゃるのでしょうか。
- 【阿部構成員】そういったさまざまな利用状況、利用シーンについての詳細な分析は今しており

ますので。

- 【河島構成員】結果が出たらぜひ教えてください。
- 【阿部構成員】まとまった段階で公表させていただこうと思っています。
- 【椎名構成員】同じく22ページのフタかぶせの理由のところなんですけれども、その前のページに、権利者に対して追加支払いはしないという前提で実験への理解と協力をお願いしたとあるんですけれども、これ、若干言い回しが微妙でございまして、実験だから追加の支払いはしないというふうに権利者団体は聞いたというふうに理解をしています。

その上で22ページを見ますと、出演者からネット配信の許諾を得られなかった、あるいは一部映像に関して配信権がなかった、番組配信権がなかったというのは、いずれもお金を払えばできたのかというところの話が別にあり得る話でございまして。したがって、この4つを使用料請求があったというものとただ並列的に並べて分類するのはどうなのかなと。ちょっとまとめ方に問題があるのかなと思って見ておりましたので、それだけ一言。

- 【阿部構成員】ありがとうございます。参考にさせていただいて、結果をまとめる際に検討させていただきます。

(3) 閉会

- 【村井主査】ありがとうございました。本日は権利処理タスクフォースのこれまでの活動に関するご議論、それから、NHKからの報告に対して皆様の大変貴重なご意見をいただきましたので、またこれも引き続き分析を進めてご報告いただければと思います。

それでは、以上によりまして、第10回の委員会（ワーキンググループ合同）を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

以上